

一般社団法人みちのさき定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人みちのさきと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県登米市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地域活性化と男女共同社会の創造のため、各地の地域課題に取り組み、全ての市民が住みよい地域を作ることとを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 健康的な生活や福祉の増進を図る事業
- (2) 社会教育の推進を図る事業
- (3) まちづくりの推進を図る事業
- (4) 移住定住者の増加や観光の振興を図る事業
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る事業
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
- (8) 情報化社会の発展を図る事業
- (9) 経済活動の活性化を図る事業
- (10) 起業創業の支援又は雇用機会の拡充を支援する事業
- (11) 前各号に掲げる活動を行う他団体の運営・助言・援助の事業
- (12) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。

- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき、代表理事が招集する。
2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、理事2名以上7名以内を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(報酬等)

第20条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 基金

(基金の拠出)

第21条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集)

第22条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第23条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第24条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第6章 計算

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第26条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第27条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年9月30日までとする。

(設立時の役員)

第28条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 石川 幸
設立時理事 松原 忠史
設立時代表理事 石川 幸

(設立時社員の氏名及び住所)

第29条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 宮城県登米市迫町佐沼字十五疇114番地5 ロイヤル
 ハイツC棟

設立時社員 石川 幸

住 所 宮城県登米市迫町佐沼字大網358番地5

設立時社員 松原 忠史

(法令の準拠)

第30条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人みちのさき設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和2年3月19日

設立時社員 石川 幸

設立時社員 松原 忠史